

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和5年3月7日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

ふじのくに型学びの心育成支援事業（東部3町通所）委託業務

(2) 業務内容

通所学習支援

健康福祉センター管内の郡部（田方郡、駿東郡）に居住する生活困窮世帯等の子ども（主に小学生から中学生とする。以下同じ。）に対し、学習・生活支援の場を提供し、支援を行う。

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月26日まで

3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年省令第16号）第9条の規定に該当する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 委託額

委託業務に係る委託額は、5,759,000円（消費税等含む。）を上限とする。

5 選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館5階

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課生活保護班

電話番号 054-221-2326

(2) 実施要綱、仕様書及び審査要領の配布

ア 交付日時

令和5年3月7日(火)から同年3月20日(月)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

上記(1)に同じ。

(3) 提出書類

ア 提出書類

詳細は実施要綱による。

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和5年3月22日(水)午後5時までに郵送又は持参(必着)

(4) 提出書類による企画提案の説明

ア 日時

令和5年3月24日(金)の指定した時間

イ 場所

県庁別館9階第3会議室

7 その他

(1) 詳細は実施要綱、仕様書、審査要領による。

(2) 説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

=====

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和5年3月7日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

ふじのくに型学びの心育成支援事業(合宿・高校生世代キャリア形成支援)委託業務

(2) 業務内容

ア 県内郡部に居住する生活困窮世帯等の子ども（主に小学生高学年から中学生までとする。以下同じ。）に対し、合宿型の学習支援の場を提供し、支援を行う。

イ 静岡県内の郡部に居住する生活困窮世帯等の高校生世代（中卒・高校中退若しくはその可能性がある者）に対し、合宿型の高校生世代キャリア形成支援の場を提供する。

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月26日まで

3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条の規定に該当する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 委託額

委託業務に係る委託額は、上記1(2)ア及びイを合わせ9,147,000円（消費税を含む。）を上限とする。

5 選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館5階
静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課生活保護班
電話番号 054-221-2326 FAX番号 054-221-2142

(2) 実施要綱、仕様書及び審査要領の配布

ア 交付日時

令和5年3月7日(火)から同年3月20日(月)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

上記(1)に同じ。

(3) 提出書類

ア 提出書類

詳細は実施要綱による。

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和5年3月22日(水) 午後5時までに郵送又は持参(必着)

(4) 提出書類による企画提案の説明

ア 日時

令和5年3月24日(金)の指定した時間

イ 場所

県庁別館9階第3会議室

7 その他

- (1) この企画提案による契約は、当該業務に係る令和5年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) 詳細は実施要綱、仕様書及び審査要領による。
- (3) 説明会は行わない。
- (4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。